

岩手県告示第574号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成29年岩手県告示第802号）で公示した公共測量を終了した旨盛岡地方法務局長から次のとおり通知があった。

令和2年9月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市上田一丁目及び上田二丁目
- 2 実施した期間 平成29年11月1日から平成30年2月28日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量